

学内奨学金制度

- 奨学生の定期採用については、事前(毎年4月)に掲示でお知らせします。
- 募集説明会を開催しますので希望者は必ず出席してください。説明会に欠席すると応募できないことがあります。
- 奨学金制度について、不明な点がある場合や、経済事情の急変により貸与が必要な場合は学務部学生課に相談してください。

1. 学費支援奨学金(給付)【申請時期は4月】

平成 29 年度より、給付奨学金から「学費支援奨学金」に名称が変更になりました。
学費支援奨学金は、勉学の意思を有し、成績優秀でありながら、家計の経済的理由によって就学が困難な学生に対し、学費を免除する制度です。選考には、経済状況に加え、成績も重視されます。

対象	大 学 音楽学部 1～4年 音楽専攻科 短 大 音楽科 1～2年(長期3～4年) 大 学 院 音楽研究科 修士課程 1～2年 博士後期課程 1～3年
人員	各年次 若干名
免除額	授業料の1/4額、半額、3/4額、全額、全額+施設費
出願時期	4月下旬
出願書類	① 学内奨学生願書 ② 前年度成績表(コピー) ③ 同一世帯全員分の収入を公的に証明する書類または収入が無いことを証明する公的な書類 ④ 特別控除に該当する場合は証明書類(該当者のみ)
出願窓口	学務部学生課
奨学生の決定	申込者に対し、書類選考・面接を行い奨学金選考委員会で決定します。 新入生については入学試験時に決定。
期間	当該年度1ヶ年
奨学生の取消	① 学則に違反し、処分を受けた時 ② 故意に虚偽の申請または届け出があったとき ③ 交付期間中に退学・休学したとき ④ 学業成績が著しく低下したとき、または欠席が多いとき

2. 遠隔地出身学生支援奨学金(給付)【申請時期は4月】

遠隔地の出身で、自宅通学が不可能な学生を対象にした支援制度です。選考には、経済状況に加え、成績も重視されます。

遠隔地とは、本学から自宅までの道のりが、概ね 100kmを超え、公共交通機関を用いた通学時間が2時間以上を要する立地を示します。

対象	大 学 音楽学部 1～4年 短 大 音楽科 1～2年(長期3～4年) ※他の奨学金制度と併用希望可
人員	各年次 若干名
給付金額	240,000 円 (年額) 120,000 円ずつ第一期、第二期に分けて給付します。前期中の就学状況により二期分が給付されない場合があります。
出願時期	4月初旬
出願書類	① 学内奨学生願書 ② 前年度成績表(コピー) ③ 同一世帯全員分の収入を公的に証明する書類または収入が無いことを証明する公的な書類 ④ 特別控除に該当する場合は証明書類(該当者のみ)
出願窓口	学務部学生課
奨学生の決定	申込者に対し、書類選考・面接を行い奨学金選考委員会で決定します。新入生については入学試験時に決定。
期間	当該年度1ヶ年
奨学生の取消	① 学則に違反し、処分を受けたとき ② 故意に虚偽の申請または届け出があったとき ③ 交付期間中に退学・休学したとき ④ 学業成績が著しく低下したとき、または欠席が多いとき

3. 東成学園貸与奨学金【申請時期は4月】

本学の学生のうち経済的理由により学資の支弁が困難な学生に対し、学校法人東成学園の拠出金により学費を貸与し、学生生活充実の一助を担うことを目的とします。

対象	大 学 音楽学部 2～4年 短 大 音楽科 2年(長期3～4年) 大 学 院 音楽研究科 修士課程 2年 博士後期課程 2～3年
人員	各年次 若干名
貸与金額	授業料1/4額 のみ (授業料に充当させ貸与)
出願時期	4月下旬
出願書類	① 学内奨学生願書

	② 前年度成績表(コピー) ③ 同一世帯全員分の収入を公的に証明する書類または収入が無いことを証明する公的な書類 ④ 特別控除に該当する場合は証明書類(該当者のみ)
出願窓口	学務部学生課
奨学生の決定	申込者に対し、書類選考・面接を行い選考委員会で決定します。
奨学生の取消	① 学則に違反し、処分を受けたとき ② 故意に虚偽の申請または届け出があったとき ③ 貸与期間中に退学したとき(貸与を受けた全額を一括返還)
借用証書、返還明細書の提出	卒業・修了および退学する場合、本人・連帯保証人および保証人連署の上、奨学金借用証書、返還明細書を提出しなければなりません。
返還方法	毎年12月頃に返還説明会を開催します。 卒業後、5～7年以内(貸与金額によって異なる)に返還。(無利子) ただし、成績優秀で選考委員会にて認めた学生については返還免除になります。
期間	当該年度1ヶ年(継続希望の場合は再度審査あり)
その他	返還時に本人および連帯保証人の実印捺印および印鑑証明が必要となります。他に保証人が1名必要となります。 また郵便局や銀行等金融機関に返還口座の開設が義務づけられます。

4. 外国人留学生奨学金(給付)【申請時期は4月】

外国人留学生のうち、経済的理由により学資の支弁が困難な者で、学業成績・人物ともに優秀な者に対し、年間授業料の1/4相当額または1/2相当額を奨学金として給付します。在學生については毎年4月に選考します。

5. 応急奨学金(貸与)【随時】

家計急変(家計支持者の失職・死亡・被災)に対して、応急奨学金(授業料1/2相当額が限度)を設けています。申請・審査等の詳細については、学生課にご相談ください。